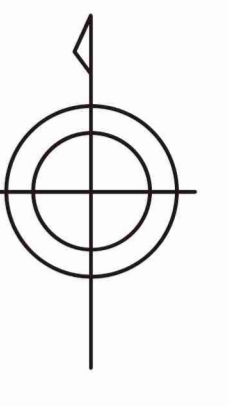


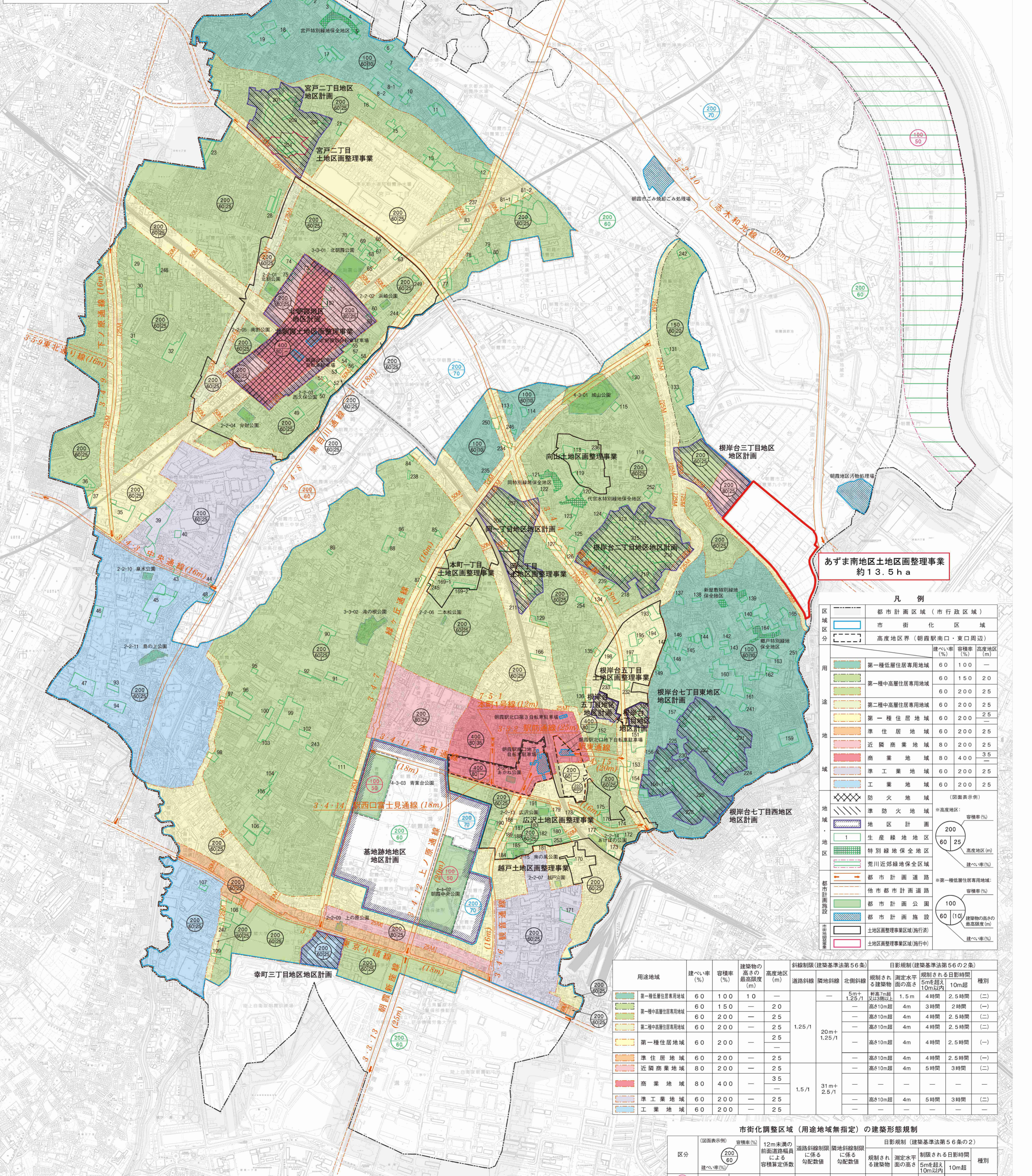
# 朝霞市都市計画図

# 総括図

令和元年六月作成



- 朝霞市計画区域(市行政区域) 面積1,838ha
- 区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)
  - 昭和45年8月25日 当初決定 地玉告示第978号
  - 昭和59年12月26日 変更 地玉告示第1839号
  - 平成3年12月26日 変更 地玉告示第1753号
  - 平成8年3月26日 変更 地玉告示第522号
  - 平成10年11月27日 変更 地玉告示第1533号
  - 平成16年4月27日 変更 地玉告示第923号
  - 平成22年1月27日 変更 地玉告示第1119号
  - 平成26年3月28日 変更 地玉告示第521号
  - 平成29年1月27日 変更 地玉告示第88号
- 用途地域
  - 昭和48年1月16日 当初決定 地玉告示第71号
  - 昭和59年12月26日 変更 地玉告示第1840号
  - 平成3年1月16日 変更 地玉告示第629号
  - 平成3年12月26日 変更 地玉告示第1754号
  - 平成7年12月22日 決定 地玉告示第1738号
  - 平成16年3月30日 変更 地玉告示第592号
  - 平成25年2月5日 変更 朝霞市告示第29号
  - 平成29年4月3日 変更 朝霞市告示第121号
  - 平成30年3月1日 変更 朝霞市告示第37号
  - 平成30年8月3日 変更 朝霞市告示第18号



注意  
1. この都市計画図に表示された都市計画は、変更することがありますので、使用にあたってはご注意ください。  
2. この都市計画図に表示された地域・地区・都市計画施設等の境界は、その概略を示すもので、詳細については朝霞市まちづくり推進課に備えてある図面でご確認ください。

### 記号

■	第一種低層住居専用地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	第一種中高層住居専用地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	第二種中高層住居専用地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	第一種住居地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	準住居地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	近隣商業地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	商業地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	準工業地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	工業地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	防火地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	防犯地域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	地区計画	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	生産緑地地区	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	特別緑地保全地区	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	荒川近郊緑地保全区域	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	都市計画道路	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	他都市計画道路	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	都市計画公園	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	都市計画施設	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	土地区画整理事業区域(施行中)	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角
■	土地区画整理事業区域(施行中)	△	25.6	三	角	△	25.6	三	角

### 凡例

■	都市計画区域(市行政区域)
■	市街化区域
■	高度地区界(朝霞駅南口・東口周辺)
■	第一種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第二種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	準住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	防火地域
■	防犯地域
■	地区計画
■	生産緑地地区
■	特別緑地保全地区
■	荒川近郊緑地保全区域
■	都市計画道路
■	他都市計画道路
■	都市計画公園
■	都市計画施設
■	土地区画整理事業区域(施行中)
■	土地区画整理事業区域(施行中)

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	建築物の高さの最高限度(m)	斜線制限(建築基準法第56条)	日影規制(建築基準法第56条の2)
第一種低層住居専用地域	60	100	10	—	—
第一種中高層住居専用地域	60	150	20	—	—
第二種中高層住居専用地域	60	200	25	—	—
第一種住居地域	60	200	25	—	—
準住居地域	60	200	25	—	—
近隣商業地域	80	200	25	—	—
商業地域	80	400	35	—	—
準工業地域	60	200	25	—	—
工業地域	60	200	25	—	—

### 市街化調整区域(用途地域無指定)の建築形態規制

区分	建ぺい率(%)	容積率(%)	建築物の高さの最高限度(m)	斜線制限(建築基準法第56条)	日影規制(建築基準法第56条の2)
200	50	100	0.4	1.25/1	20m+1.25/1
200	60	200	0.4	1.25/1	20m+1.25/1
200	60	200	0.6	1.5/1	31m+2.5/1
200	70	200	0.6	1.5/1	31m+2.5/1

※高度地区は平成14年現在に国土交通省告示第91号の図表による市街化調整区域に属する。  
※高度地区は、市街化調整区域に属する。  
※高度地区は、市街化調整区域に属する。  
※高度地区は、市街化調整区域に属する。  
※高度地区は、市街化調整区域に属する。

朝霞市役所